

| |
|------------|
| 平成6年3月策定 |
| 平成12年3月策定 |
| 平成17年10月変更 |
| 平成18年3月策定 |
| 平成22年3月変更 |
| 平成23年2月策定 |
| 平成26年4月変更 |
| 平成28年3月策定 |
| 令和3年3月策定 |
| 令和5年6月変更 |

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本方針



令和5年6月

鹿児島県

目 次

| | | |
|-----|---|----|
| 第1 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 | 1 |
| 1 | 本県農業の位置付けと農業構造 | 1 |
| (1) | 位置付け | 1 |
| (2) | 農業構造 | 1 |
| 2 | 本県農業の展開方向 | 1 |
| 3 | 本県における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 | 2 |
| 4 | 具体的施策の方向 | 2 |
| (1) | 効率的かつ安定的な農業経営の育成の方向 | 2 |
| (2) | 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向 | 3 |
| (3) | 地域の実情に即した営農組織等の育成の方向 | 3 |
| 第2 | 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 | 4 |
| 1 | 営農類型ごとの経営規模, 生産方式(個人経営体) | 4 |
| (1) | 畜産 | 4 |
| (2) | 野菜 | 5 |
| (3) | 果樹 | 7 |
| (4) | 花き | 9 |
| (5) | 工芸作物 | 10 |
| (6) | 普通作物 | 12 |
| 2 | 営農類型ごとの経営規模, 生産方式(団体経営体) | 13 |
| (1) | 畜産 | 13 |
| (2) | 野菜 | 13 |
| (3) | 普通作物 | 14 |
| 3 | 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標 | 15 |
| (1) | 経営管理の方法 | 15 |
| (2) | 農業従事の態様 | 15 |
| 第3 | 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 | 16 |
| 1 | 営農類型ごとの経営規模, 生産方式 | 16 |
| (1) | 畜産 | 16 |
| (2) | 野菜 | 18 |
| (3) | 果樹 | 20 |
| (4) | 花き | 21 |
| (5) | 工芸作物 | 22 |
| (6) | 普通作物 | 22 |
| 2 | 新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び 農業従事の態様の指標 | 23 |
| (1) | 経営管理の方法 | 23 |
| (2) | 農業従事の態様 | 23 |

| | | |
|----|--|----|
| 第4 | 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項 | 24 |
| 1 | 農業を担う者の確保及び育成の考え方 | 24 |
| 2 | 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針 | 24 |
| 3 | 県が主体的に行う取組 | 25 |
| 4 | 関係機関との連携・役割分担の考え方 | 25 |
| 5 | 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 | 26 |
| 第5 | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 | 26 |
| 第6 | 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 | 27 |
| 第7 | 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項 | 28 |

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の位置付けと農業構造

(1) 位置付け

本県の農業は、温暖な気候、広大な畑地、優れた畜産資源、地理的に今後発展が期待できるアジアに近いことなど、他の地域に比べ有利な条件を数多く備えており、我が国の食料供給基地として、農畜産物の生産振興や付加価値向上等に取り組んでおり、食品産業や観光業の基盤として本県経済を支える基幹産業である。

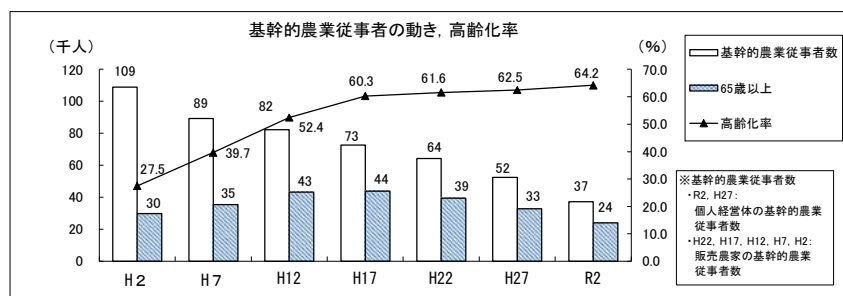
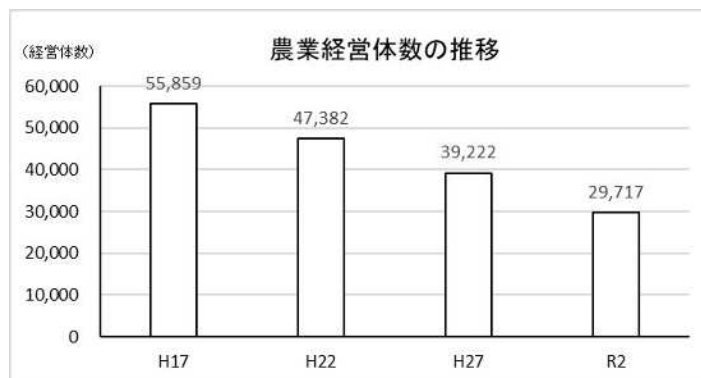
また、農業・農村は単に食料の供給のみならず、自然環境の保全や良好な景観形成等の多面的機能を有している。

(2) 農業構造

本県の農業構造は、農業経営体数が減少しているとともに、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は5年前（H27）の62.5%から64.2%（R2）に増加し、高齢化が進んでいる状況にある。

一方で、各種施策の推進により、新規就農者は毎年200人以上を確保しており、認定農業者は8,000経営体程度で推移するとともに、認定農業者のうち農業法人は1,200経営体を超えて着実に増加してきている。

また、耕地面積は、減少傾向にあり、中山間地などの条件不利地域等においては、今後高齢化による荒廃農地の増加が懸念される。



2 本県農業の展開方向

本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）を育成し、こうした農業経営が本県農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するとともに、活力ある農村社会の実現に努める必要がある。

このため、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「かごしま未来創造ビジョン」に基づき、国・県等の各種制度・施策を活用しながら、担い手（効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営）^{（注1）}を中心に法人化を含めたきめ細かな経営改善支援活動を実施するとともに、新規就農者の受入れ・支援に必要な情報の共有化など支援体制の整備や女性農業者の農業経営等への参画を促進する。

また、地域計画の策定や実現に向けた地域における話し合い活動による合意形成を基本に、集落を単位に意欲ある高齢農業者や兼業農家を含めた集落営農の組織化・法人化の支援を推進する。

農地の区画整理や畑地かんがい施設の整備等の基盤整備を進めながら、地域の実情に即した農地、農業用機械・施設、労働力の効率的活用を図り、担い手への農用地の利用集積等に努める。

さらに、農業開発総合センターにおける新たな農業技術の開発や、実践教育による人材育成及び農業者の高度で多様なニーズに対応した普及指導活動を展開するとともに、防災・保全施設の整備、担い手の育成を推進するための農業制度金融の充実及び各種農業団体の機能強化等を進めるなど、農業の発展を支える体制を整備する。

（注1）「担い手（効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む農業経営）」とは、次の3に示す認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者を指す。

3 本県における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者及び法第23条第4項に規定する特定農業法人。）、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者（法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者。）、将来法人化して認定農業者になることも見込まれる集落営農（平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知「担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施について」に規定する「集落営農経営」^{（注2）}に同じ。）に加え、基本構想水準到達者及び認定農業者の再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者に対する農用地の利用集積等や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるものとする。

（注2）「集落営農経営」は、集落営農組織（経営所得安定対策等実施要綱のIVの第1に規定する集落営農をいう。）及び特定農業団体（法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）

4 具体的施策の方向

（1）効率的かつ安定的な農業経営の育成の方向

地域において優良な経営を確立している事例を踏まえながら、農業経営において地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者と比較して遜色のない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりで430万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、認定新規就農者や新規就農者、農業

への参入を希望する企業など意欲を持って農業経営を営み又は営もうとする者（個人又は法人）に対して、経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）を活用した経営改善を推進するとともに、家族経営協定の締結や経営改善計画の共同申請等による配偶者・後継者の経営参画を促進する。

特に、有効期間の終期を迎える認定農業者が、自らの経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で、新たに経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図れるよう、新たな経営改善計画の作成を促進する。

さらに、青年等就農計画の終期を迎える認定新規就農者は、継続的に自らの経営改善に取り組むことが重要であることから、認定農業者への円滑な移行を推進する。

また、経営改善計画に記載された農業経営の規模を目標年度までに達成できるよう、農地中間管理事業及び地域計画推進事業等を活用するとともに、生産性の向上を図るため、機械化による労力の軽減、新しい技術の導入、農地の区画整理や畑地かんがい施設の整備など基盤整備等を進めながら認定農業者に対する農用地の集積・集約化を推進する。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

農業就業人口の減少に対応し、本県農業が持続的に発展していくためには、年間300人以上の新規就農者の確保と併せ、新規就業者の確保に努めることが必要である。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域その他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たりで2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得）が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）を活用した経営改善を推進する。

特に、青年等就農計画の達成に向けて、指導農業士等とも連携して支援を行うとともに、有効期間の終期を迎える認定新規就農者の認定農業者への円滑な移行を推進する。

また、青年等就農計画に記載された農業経営の規模を目標年度までに達成できるよう、農地中間管理事業及び地域計画推進事業等の活用により、認定新規就農者に対する農用地の集積・集約化を推進する。

併せて、新規就農・就業者の確保・育成を進めるため、県内外での就農・就業相談活動等を推進するとともに、農業高等学校、県立農業大学校などでの教育・研修の充実強化を図る。

（３）地域の実情に即した営農組織等の育成の方向

地域農業の持続的な発展を図るために、小規模な農業者を含め地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織や農作業受託組織等については、効率的な受委託の仕組みの構築や、集落営農への発展を促進する。

さらに、経営所得安定対策の対象品目に着目した集落営農の組織化も促進する。

また、市町村又は農業協同組合等が参画した第3セクター及び農業支援サービス事業者等（市町村農業公社や農業管理センター等）の農作業受託組織については、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えするなどの観点から、その育成を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

本基本方針第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に県内で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式（個人経営体）

(1) 畜産

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|--------|---|---|---|
| 酪農専門 | <作目と作付面積> 常時経産牛 100頭 育成牛 50頭 <経営面積> 飼料畑 14ha 施設用地面積 5,138㎡ | (主な資本装備) 畜舎, 堆肥舎, 尿溜, 農機具庫, 飼料倉庫, サイロ, パーラー施設, トラクタ, 飼料作物用機械一式 | (その他) ・フリーストール, パーラー方式 ・トウモロコシの2期作栽培 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し, 固体は堆肥化 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭当たり乳量 9,000kg (搾乳ロボット 10,800kg) |
| 生産牛専門 | <作目と作付面積> 成牛 100頭 育成牛 20頭 <経営面積> 飼料畑 12ha 施設用地面積 2,647㎡ | (主な資本装備) パドック型牛舎, 堆肥舎, トラクタ2台(各80ps), TMRミキサー, ICT機器 ・牛群管理システム ・分娩監視装置 | (その他) ・生産牛の更新は自家育成(更新率20%) ・生産率の90%以上を確保 ・子牛の哺乳は人工哺乳 ・せり市出荷 8か月齢 |
| 和牛肥育専門 | <作目と作付面積> 肥育牛(去勢) 300頭 <経営面積> 施設用地面積 3,336㎡ | (主な資本装備) 堆肥舎, ホイルローダ, トラック, 送風機 | (その他) ・肥育期間 19か月 ・出荷体重 810kg以上 ・追込牛舎で群飼, 1頭当たり床面積は約6㎡で1群4頭程度 |
| 肉用牛一貫 | <作目と作付面積> 生産牛 (成雌牛) 50頭 (育成牛) 10頭 肥育牛 58頭 <経営面積> 飼料畑 6ha 施設用地面積 2,023㎡ | (主な資本装備) 堆肥舎, トラック, トラクタ, ロールベアラ, ホイルローダ, 送風機, ICT機器 ・牛群管理システム ・分娩監視装置 | (その他) ・子牛の哺乳は手作業による人工哺乳 ・肥育期間 19か月 ・出荷体重: 去勢800kg以上 雌 700kg以上 ・その他「生産牛」「和牛肥育」に準じる |

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 養豚一貫 | <作目と作付面積> 種雄豚 8頭 種雌豚 100頭 雌育成豚 33頭 肉豚 2,474頭 <経営面積> 施設用地面積 2,720㎡ | (主な資本装備) 堆肥舎, 尿処理施設, トラック, バキュームカー, ホイルローダ | (その他) ・分娩回数は年2.5回以上 ・種雌豚は, 原則として自家産とするが23%は外部導入 ・種雄豚は, 能力検定豚を外部導入 |
| ブロイラー専門 | <作目と作付面積> 1回入すう 100,000羽 年間回転数 5.6回転 年間560,000羽入すう <経営面積> 施設用地面積 5,700㎡ | (主な資本装備) 鶏舎, 管理舎兼倉庫, 堆肥舎, 自動給餌システム, 自動給水システム, スキッドステアローダ等 | (その他) ・出荷日齢 45日齢 ・出荷体重 2.98kg ・出荷育成率 97% ・雌雄混合飼育密度 58羽/3.3㎡ ・オールインオールアウト方式 ・堆肥舎で堆積発酵処理 |
| 採卵鶏専門 | <作目と作付面積> 採卵鶏 80,000羽 <経営面積> 施設用地面積 9,500㎡ | (主な資本装備) 鶏舎, 貯卵庫, 堆肥舎, ケージ, 自動給餌機, 給水器, 自動集卵機, ホイルローダ等 | (その他) ・ケージ飼育(ケージ9羽飼い, 8段) ・ヒナ導入日齢 112日齢 ・450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育(19か月飼育) ・飼育密度 28羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機発酵処理 |

(2) 野菜

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------------|--|--|--|
| 野菜専作1 (露地) | <作目と作付面積> そらまめ 1.0ha オクラ(トンネル) 0.2ha スナップえんどう 0.4ha <経営面積> 1.6ha | (主な資本装備) トラクタ, 管理機, 土壌消毒付マルチヤー, クローラスプレーヤ | (その他) ・適期植付, 適期収穫 ・土壌消毒の徹底 ・臨時雇用の確保 |
| 野菜専作2 (露地) | <作目と作付面積> えんどう 0.7ha オクラ(トンネル) 0.2ha スナップえんどう 0.4ha <経営面積> 1.3ha | (主な資本装備) トラクタ, 管理機, 土壌消毒付マルチヤー, クローラスプレーヤ | (その他) ・適期植付, 適期収穫 ・土壌消毒の徹底 ・臨時雇用の確保 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|-----------------------|---|--|--|
| 野菜専作3 (露地) (本土) | <作目と作付面積> ばれいしょ (春) 3.0ha (秋) 1.0ha でん粉用さつまいも 3.5ha <経営面積> 4.0ha | (主な資本装備) 農機具庫, トラクタ, 植付機, 管理機, 畦立マルチャー, 茎葉処理機, 掘取機, トラック | (その他) ・そうか病, 疫病対策の徹底 |
| 野菜専作4 (露地) (離島) | <作目と作付面積> ばれいしょ (春) 10.0ha <経営面積> 10.0ha | (主な資本装備) 農機具庫, トラクタ, 管理機, トラック, ブームスプレーヤ, 赤土用ハーベスタ | (その他) ・フレコン出荷 ・季節風対策の実施 ・そうか病, 疫病対策の徹底 ・緑肥等による土づくり |
| 野菜専作5 (施設, 露地) | <作目と作付面積> かぼちゃ (半促成) 4,000㎡ (大型トンネル) 0.8ha (小型トンネル) 0.6ha (抑制) 2.0ha <経営面積> 3.8ha | (主な資本装備) K P ハウス 4,000㎡ 軽トラック, トラクタ, 動力噴霧機, 管理機, マルチャー, 消毒機 | (その他) ・人工交配 ・適期の病害虫防除の実施 ・防霜対策の実施 |
| 野菜専作6 (露地) | <作目と作付面積> 青果用さつまいも (超早掘(トンネル)) 0.3ha (早掘) 0.5ha (普通掘・貯蔵) 4.2ha <経営面積> 5.0ha | (主な資本装備) 貯蔵庫, 消毒機付マルチャー, 自走式掘取機, 茎葉処理機, 洗浄機, 重量選別機 | (その他) ・周年安定出荷 ・良質苗生産 ・健全な土づくり ・適期植え付け, 適期収穫 ・選果・選別の徹底 |
| 野菜専作7 (施設) | <作目と作付面積> ピーマン (促成) 4,000㎡ <経営面積> 4,000㎡ | (主な資本装備) K P H N ハウス 4,000㎡ 暖房機, ヒートポンプ, 自動開閉装置, 動力噴霧機, トラクタ | (その他) ・セルトレイによる育苗 ・かん水施設は畑かん水の利用 ・天敵活用を中心とした I P M 体系 ・共同選果場の利用による共同出荷 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|----------------|---|---|---|
| 野菜専作8 (施設) | <作目と作付面積> いちご (普通) 4,000㎡ <経営面積> 4,000㎡ | (主な資本装備) KPHNハウス 4,000㎡ 雨よけ高設育苗施設, 暖房機, 電照施設, 予冷库, 畦立機 | (その他) ・健全苗育成 ・花芽検鏡による適期植付, 肥培管理 ・収量確保 ・草勢維持管理の徹底 |
| 野菜専作9 (施設) | <作目と作付面積> きゅうり (促成長期) 3,000㎡ <経営面積> 3,000㎡ | (主な資本装備) KPHNハウス 3,000㎡ トラクタ, 動力噴霧機, 自動開閉装置, 暖房機 | (その他) ・セル苗を購入 ・病虫害対策の徹底 ・農繁期の臨時雇用確保(1名) |
| 野菜専作10 (施設) | <作目と作付面積> トマト (促成) 4,000㎡ <経営面積> 4,000㎡ | (主な資本装備) 中期展張ハウス 4,000㎡ トラクタ, 動力噴霧機, 暖房機, 自動開閉装置 | (その他) ・単収(年内収量の向上) ・黄化葉巻病対策 ・青枯病対策(排水対策) |

(3) 果樹

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------------|--|--|---|
| 果樹専作1 (露地) | <作目と作付面積> 温州みかん (極早生露地) 0.4ha (早生露地) 0.7ha (普通露地) 0.1ha 紅甘夏 (露地) 2.0ha <経営面積> 3.2ha | (主な資本装備) 農機具舎, 貯蔵庫 貯水槽, スピード スプレーヤ, 2t トラック, 軽トラ ック, チッパー, ハンマーナイフモ ア | (その他) ・極早生温州, 早生温州は マルチ栽培 ・紅甘夏は, 収穫期の 雇用対策 ・園内道の整備 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|-------------------|--|--|---|
| 果樹専作2 (露地, 施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>温州みかん (極早生露地) 0.5ha</p> <p>ぼんかん (露地) 0.2ha</p> <p>きんかん (加温) 3,000㎡ (無加温) 3,000㎡</p> <p><経営面積> 1.3ha</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>農機具舎, 倉庫, 貯水槽, K P K Nハウス 6,000㎡</p> <p>かん水施設, 軽ト ラック, 動力噴霧 機, 管理機</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大玉生産のための早期着果技術の習得・摘果の徹底 ・極早生温州(露地)は, かごしま早生でマルチ栽培 |
| 果樹専作3 (施設, 露地) | <p><作目と作付面積></p> <p>不知火 (加温) 3,000㎡ (無加温) 2,000㎡</p> <p>(露地) 0.2ha</p> <p>温州みかん (極早生加温) 1,000㎡ (極早生露地) 0.4ha</p> <p><経営面積> 1.2ha</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>倉庫, 貯蔵庫, 貯 水槽, K P K H Nハウス 4,000㎡</p> <p>K P K Nハウス 2,000㎡</p> <p>かん水施設, 動力 噴霧機, 暖房機, ヒートポンプ</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・極早生温州(加温)は, ヒートポンプ導入により重油使用量軽減 ・収穫や枝吊り時期の雇用対策 ・極早生温州(露地)は, かごしま早生でマルチ栽培 |
| 果樹専作4 (露地, 施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>たんかん (露地) 2.0ha</p> <p>パッションフルーツ 1,000㎡</p> <p><経営面積> 2.1ha</p> | <p>(主な施設整備)</p> <p>倉庫, 貯蔵庫, 貯 水槽, K P K Nハウス 1,000㎡</p> <p>軽トラック, スピ ードスプレーヤ, 動力噴霧機</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘果及び適正結果管理による隔年結果防止 ・パッションフルーツは台風被害軽減対策, 1年1作 |
| 果樹専作5 (施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>マンゴー (加温) 3,000㎡</p> <p>パッションフルーツ (少加温) 2,000㎡</p> <p><経営面積> 5,000㎡</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>倉庫, 貯水槽, 果 樹棚, かん水施設, K P K H Nハウス 3,000㎡</p> <p>K P K Nハウス 2,000㎡</p> <p>軽トラック, 暖房 機, ヒートポンプ</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンゴーは, 根域制限での地植え栽培 ・ヒートポンプ導入により重油使用量軽減 ・パッションフルーツは台風被害軽減対策, 1年1作 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|-------------------|--|--|---|
| 果樹専作6 (施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>マンゴー (無加温) 5,000㎡</p> <p>パッションフルーツ (無加温) 2,000㎡</p> <p><経営面積> 7,000㎡</p> | <p>(主な施設整備)</p> <p>倉庫, 貯水槽, 果樹棚, かん水施設, K P K H Nハウス 5,000㎡</p> <p>K P K Nハウス 2,000㎡</p> <p>軽トラック</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> マンゴーは, 根域制限での地植え栽培 パッションフルーツは台風被害軽減対策, 1年1作 |
| 果樹専作7 (露地, 施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>ぶどう (有核無加温) 1,000㎡ (無核無加温) 2,000㎡ (無核簡易雨除け) 2,000㎡</p> <p>なし (豊水露地) 0.3ha (新高露地) 0.2ha</p> <p><経営面積> 1.0ha</p> | <p>(主な施設整備)</p> <p>倉庫, 貯蔵庫, 貯水槽, 果樹棚, K P K Nハウス 3,000㎡</p> <p>簡易雨除けハウス 2,000㎡</p> <p>2tトラック, 軽トラック, ハンマーナイフモア, スピードスプレーヤ, 管理機</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ぶどうは, 適正着果による着色向上 なしは, 春施肥主体による不発芽対策 |

(4) 花き

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------------|--|---|--|
| 花き専作1 (施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>スプレーギク (秋タイプ周年) 8,400㎡ (3回転×2,800㎡)</p> <p><経営面積> 3,500㎡</p> | <p>(主な施設整備)</p> <p>K P H Nハウス 3,500㎡</p> <p>倉庫兼作業場, トラクタ, 軽トラック, 電照施設, 動力噴霧機, 暖房機, 選花機, 冷蔵庫</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 密植栽培 (5万本植え) 周年秋タイプスプレーギク使用 雇用導入による周年栽培 ハウスは各700㎡規模を5棟使用し, うち1棟を母株, 4棟を3回転させる (毎月1棟分出荷・年12作) |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------------|--|---|---|
| 花き専作2 (施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>秋ギク 15,600㎡ 夏秋ギク 7,800㎡ (2.6回転×9,000㎡)</p> <p><経営面積> 10,000㎡</p> | <p>(主な施設整備)</p> <p>KPHNハウス 10,000㎡ 倉庫兼作業場, トラクタ, 軽トラック, 2tトラック, 電照施設, 動力噴霧機, 循環換気扇, 暖房機, 選花機(自動結束), 冷蔵庫</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入による周年大型経営 ・秋タイプと夏秋タイプの組み合わせによる周年安定出荷 ・直挿し定植による省力栽培 ・秋ギクは, 県が育成した半無側枝性かつ低温開花性の品種を導入 ・夏秋ギクは半無側枝性の精の一世 ・ハウスは各1,000㎡規模を10棟使用し, うち1棟を母株, 9棟を約2.6回転させる(毎月2棟分出荷・年24作) |
| 花き専作3 (施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>オリエンタルユリ 6,000㎡ (3回転×2,000㎡)</p> <p><経営面積> 2,000㎡</p> | <p>(主な施設整備)</p> <p>KPHNハウス 2,000㎡ 倉庫兼作業場, トラクタ, 軽トラック, 2tトラック, 動力噴霧機, 管理機, 暖房機, 冷蔵庫</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用導入による周年栽培 ・ハウスは各500㎡規模を4棟使用し, 各3回転させる(年12作) ・全作購入球利用栽培 ・環境と調和した農業技術 |
| 花き専作4 (施設) | <p><作目と作付面積></p> <p>ソリダゴ 10,500㎡ (3.5回転×3,000㎡)</p> <p><経営面積> 3,000㎡</p> | <p>(主な施設整備)</p> <p>KPHNハウス 3,000㎡ トラクタ, 軽トラック, 電照施設, 動力噴霧機, 暖房機</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ハウス3~3.5作の周年生産 ・夏季の株枯れ対策(植替え等)を実施 ・積極加温による冬期の安定生産 ・雇用はしない ・共同選花 |

(5) 工芸作物

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|----------------|--|---|--|
| 茶専作1 (委託加工) | <p><作目と作付面積></p> <p>茶樹園(成木園)7.0ha (早生:40%) (中生:40%) (晩生:20%)</p> <p><経営面積> 7.0ha</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>乗用型摘採機, 乗用型防除機, 乗用型複合管理機(共同利用), 防霜ファン, スプリンクラー</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型管理体系 ・荒茶加工施設に委託加工 ・市場出荷 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|----------------|---|---|---|
| 茶専作2 (荒茶加工) | <p><作目と作付面積> 茶樹園(成木園)10.0ha (早生:40%) (中生:40%) (晩生:20%)</p> <p><経営面積> 10.0ha</p> | <p>(主な資本装備) 荒茶加工施設 (120K 4-2-3-4), 乗用型摘採機, 乗用型防除機, 乗 用型複合管理機, 防霜ファン, スプ リンクラー</p> | <p>(その他) ・乗用型管理体系 ・荒茶加工施設処理能力 500kg/h ・市場出荷</p> |
| さとうきび 専作 | <p><作目と作付面積> さとうきび (春植) 1.0ha (夏植) 4.0ha (株出) 6.0ha (新夏) 4.0ha (収穫作業受託) 23.0ha</p> <p><経営面積> 15.0ha</p> | <p>(主な施設整備) トラクタ2台(70ps, 半履帯19ps), ビ レットプランタ, ブームスプレーヤ, スクープ</p> <p>※ケーンハーベス タ及び株揃え機は, 営農組織の所有</p> | <p>(その他) ・主要作業ではビレットプランタ, 小型半履帯トラクタ等を利用した 機械化一貫体系 ・収穫作業及び株揃え作業は, 営農 組織に委託</p> |
| たばこ複合 | <p><作目と作付面積> たばこ 2.5ha 焼酎用さつまいも 4.0ha</p> <p><経営面積> 6.5ha</p> | <p>(主な施設整備) 農機具格納庫, 乾 燥室上屋, 育苗ハ ウス, トラクタ, トラック, 土壤消 毒機付き畝立てマ ルチャー, 高架作 業機(AP-1), 防除 装置, 移動台車, 移植装置等, 肥料 散布機, 挿苗機, 茎葉処理機, マニ ュアスプレッタ, 自走式掘取機</p> | <p>(その他) ・圃場の集団化 ・共同育苗(親床) ・受委託型共同乾燥施設の利用 ・高架作業機等の機械化体系の整備 ・黄班えそ病対策の徹底</p> |

(6) 普通作物

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|----------------|--|---|---|
| <p>水稲専作1</p> | <p><作目と作付面積> 普通期水稲 21.0ha <経営面積> 21.0ha</p> | <p>(主な施設整備) トラクタ2台(70ps, 30ps), 乗用田植機(8条), 自脱型コンバイン(5条), 遠赤外線乾燥機(3台)</p> | <p>(その他) ・作期幅拡大のための品種構成 ・大型機械化体系による省力栽培</p> |
| <p>水稲専作2</p> | <p><作目と作付面積> 早期水稲 26.0ha <経営面積> 26.0ha</p> | <p>(主な施設整備) トラクタ2台(70ps, 30ps), 乗用田植機(8条), 自脱型コンバイン(5条), 遠赤外線乾燥機(3台)</p> | <p>(その他) ・作期幅拡大のための品種構成 ・大型機械化体系による省力栽培</p> |
| <p>さつまいも専作</p> | <p><作目と作付面積> 焼耐用さつまいも 7.0ha でん粉用さつまいも 5.0ha <経営面積> 12.0ha</p> | <p>(主な施設整備) トラクタ2台(50ps, 25ps), 土壤消毒機付き畦立てマルチャー, 挿苗機, 茎葉処理機, 自走式掘取機</p> | <p>(その他) ・ウイルスフリー苗導入による品質向上 ・農業機械化体系による省力栽培技術確立</p> |

2 営農類型ごとの経営規模、生産方式（団体経営体）

（1）畜産

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|--------|--|---|---|
| 和牛肥育専門 | <作目と作付面積> 肥育牛 500頭 <経営面積> 施設用地面積 5,000㎡ | （主な資本装備） 堆肥舎，ホイルローダ，トラック，送風機 | （その他） ・肥育期間 19か月 ・出荷体重 810kg以上 ・追込牛舎で群飼，1頭当たり床面積は約6㎡で1群4頭程度 ・1戸1法人で構成員2人，常時雇用2人 |
| 養豚一貫 | <作目と作付面積> 種雄豚 40頭 種雌豚 500頭 雌育成豚 165頭 肉豚 12,370頭 <経営面積> 施設用地面積13,600㎡ | （主な資本装備） 堆肥舎，尿処理施設，トラック，バキュームカー，ホイルローダ | （その他） ・年平均分娩 2.5回以上 ・種雌豚外部導入割合 20% ・種雄豚は，能力検定豚を外部導入 ・1戸1法人で構成員2人，常時雇用7人 |

（2）野菜

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|-------|--|---|---|
| 野菜専作1 | <作目と作付面積> キャベツ （夏まき） 4.0ha （秋まき） 4.0ha だいこん 4.0ha 焼酎用さつまいも 4.0ha でん粉用さつまいも 4.0ha ごぼう 4.0ha <経営面積> 24.0ha | （主な資本装備） 育苗用ハウス，移植機（半自動），ブームスプレーヤ，マニユアスプレッタ，ライムソー，ブロードキャスタ，ホイルローダ，ロータリ，管理機，3畦畦立機，2tトラック，トラクタ3台（95ps, 50ps, 25ps） | （その他） キャベツ ・契約販売 ・育苗～セル成形苗自家育苗 ・継続出荷のための品種選定（12～3月継続出荷） ・常時雇用2名 ・12～3月の臨時雇用確保 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|-------|--|--|---|
| 野菜専作2 | <作目と作付面積> ごぼう 10.0ha 焼耐用さつまいも 5.0ha にんじん 3.0ha <経営面積> 18.0ha | (主な資本装備) トラクタ3台(70ps, 42ps, 20ps), トレンチャー, ブームスプレーヤ, ごぼうハーベスタ, 重量選別機 | (その他) ・大型機械による作業体系 ・輪作, 借地による病害虫の低減 ・良質堆肥による収量の向上 ・常時雇用3人の活用 ・農繁期の臨時雇用確保 |
| 野菜専作3 | <作目と作付面積> だいこん (秋まき露地) 2.0ha (冬まきトンネル) 2.0ha (土付き契約) 10.0ha 焼耐用さつまいも 8.0ha でん粉用さつまいも 2.0ha <経営面積> 24.0ha | (主な資本装備) 農機具庫 180m ² 育苗ハウス1000m ² トラクタ3台(95ps, 42ps, 31ps), 土壤消毒機, 播種機, マルチャー, ライムソワー, フロントローダ, ブームスプレーヤ, 採苗機, 運搬車, トンネル支柱回収機, 2tトラック, だいこん収穫機, さつまいも掘取機 | (その他) ・大型農業機械の導入 ・適期管理 ・効率的な借地活用 ・緑肥栽培や深耕の実施 ・常時雇用2名 |

(3) 普通作物

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|----------------|--|--|--|
| 水稻専作 (集落営農) | <作目と作付面積> 普通期水稻 27.0ha <経営面積> 27.0ha | (主な施設整備) トラクタ2台(70ps, 30ps), 乗用田植機(8条), 自脱型コンバイン(5条), 遠赤外線乾燥機(3台) | (その他) ・特定農業法人(農事組合法人等) ・労働力は, 専従の組合員と常時雇用のほか, 必要に応じて組合構成員が従事 ・集落営農法人のため, 組織経営体の所得目標額に準じない |

3 農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効活用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- キ 経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、生産方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。
- キ 作業場等に休憩室や管理室などの整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の実施を図る。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

本基本方針第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、本県における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式

(1) 畜産

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|--------|---|---|--|
| 酪農専門 | <作目と作付面積> 常時経産牛 20頭 育成牛 10頭 <経営面積> 飼料畑 3.4ha 施設用地面積 1,106㎡ | (主な資本装備) 畜舎, 堆肥舎, 尿処理槽, 農機具庫, 飼料倉庫, サイロトラクタ, 飼料作物用機械一式, 自動搾乳ユニット搬送装置 | (その他) ・つなぎ飼い方式 ・トウモロコシ2期作とトウモロコシ+イタリアンライグラスを組み合わせた栽培体系 ・固液分離処理し, 固体は堆肥化 ・飼料作物用機械装備は共同利用 ・平均分娩間隔 13か月 ・経産牛1頭あたり乳量 9,000kg |
| 生産牛専門 | <作目と作付面積> 成牛 20頭 育成牛 4頭 <経営面積> 飼料畑 4.8ha 施設用地面積 483㎡ | (主な資本装備) パドック型牛舎, 分娩・子牛育成舎, 堆肥舎, 連動スタンション, 送風機, トラクタ, ロールベアラ, 分娩監視装置 | (その他) ・生産牛の更新は自家育成(更新率20%) ・生産率90%以上を確保 ・ほ乳は人工哺育 ・飼料作機械は共同利用 ・地域未利用資源の積極的活用 ・衛生管理, 個体管理の徹底 ・セリ市出荷 概ね8か月齢 |
| 和牛肥育専門 | <作目と作付面積> 肥育牛 120頭 <経営面積> 施設用地面積 2,792㎡ | (主な資本装備) 畜舎, 堆肥舎, 敷料庫, トラック, スキッドステアローダ | (その他) ・肥育期間 19か月 ・出荷体重 780kg以上(去勢) ・追込牛舎で群飼, 1頭当たり床面積は約6㎡で1群4頭程度 ・衛生管理, 個体管理の徹底 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------|---|--|--|
| 肉用牛一貫 | <p><作目と作付面積></p> <p>生産牛 (成雌牛) 16頭 (育成牛) 3頭 肥育牛 20頭</p> <p><経営面積></p> <p>飼料畑 1.6ha 施設用地面積 660㎡</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>肥育牛舎, 繁殖牛舎, 分娩・子牛育成舎, 堆肥舎, トラクタ, ロールベラー, ホイルローダ, 分娩監視装置</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産牛の更新は自家育成 (更新率20%) 肥育期間 19か月 出荷体重: 去勢780kg以上 雌 700kg以上 ほ乳は人工哺育 衛生管理の徹底 飼料用稲, イタリアングラス等の活用による粗飼料自給率向上 |
| 養豚一貫 | <p><作目と作付面積></p> <p>種雄豚 2頭 種雌豚 20頭 雌育成豚 6頭 子豚・肉豚 494頭</p> <p><経営面積></p> <p>施設用地面積 544㎡</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>種豚・分娩・肥育舎, 自動給餌機, 給水装置, 共同尿処理施設, 堆肥舎, バキュームカー, スキッドステアローダ</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間平均分娩 2.5回 交配は自然交配及び人工授精併用 種雌豚外部導入割合 20% 年間種雌豚 1頭あたり肉豚仕上げ 24頭 肉豚出荷 185日齢 |
| ブロイラー専門 | <p><作目と作付面積></p> <p>1回入すう 40,000羽 年間回転数 5.0回 年間200,000羽入すう</p> <p><経営面積></p> <p>施設用地面積 1,800㎡</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>鶏舎, 管理舎兼倉庫, 自動給餌装置, 自動給水装置, スキッドステアローダ</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雌雄混合飼育 出荷日齢 49日齢 出荷体重 2.9kg 出荷育成率 96% 飼育密度 58羽/3.3㎡ オールインオールアウト方式 鶏ふん処理の外部委託 |
| 採卵鶏専門 | <p><作目と作付面積></p> <p>採卵鶏 25,000羽</p> <p><経営面積></p> <p>施設用地面積 3,000㎡</p> | <p>(主な資本装備)</p> <p>鶏舎, 貯卵庫, 堆肥舎, ケージ, 自動給餌装置, 給水装置, 自動集卵機, ホイルローダ</p> | <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ケージ飼育(ケージ10羽飼い, 9段) ヒナ導入日齢 112日齢 450日齢で強制換羽し690日齢まで飼育(19か月飼育) 飼育密度 28羽/3.3㎡ 鶏ふんは堆肥舎で処理 |

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|-------------------|--|--|--|
| 野菜専作6 (施設, 露地) | <p><作目と作付面積> 青果用さつまいも (トンネル) 0.5ha (早掘り) 0.5ha (普通・貯蔵) 1.5ha <経営面積> 2.5ha</p> | <p>(主な資本装備) トラクタ2台(25ps, 15ps), 土壤消毒機付畦立機, マルチャー, 自走式掘取機, 洗浄研磨機, 重量選別機, トラック</p> | <p>(その他) ・ウイルスフリー苗導入(品質向上) ・農業機械化体系による省力栽培体系 ・さつまいもの周年出荷体制 ・生産コストの低減 ・丸いも発生率の軽減</p> |
| 野菜専作7 (施設) | <p><作目と作付面積> ピーマン (促成) 2,000㎡ <経営面積> 2,000㎡</p> | <p>(主な資本装備) KPHNハウス 2,000㎡ 暖房機, 動力噴霧機, トラクタ, 管理機</p> | <p>(その他) ・品種は収量性が高いTM鈴波 ・セルトレイによる育苗 ・かん水施設は畑かん水の利用 ・天敵活用を中心としたIPM体系 ・共同選果場の利用による共同出荷</p> |
| 野菜専作8 (施設) | <p><作目と作付面積> いちご (普通) 2,000㎡ <経営面積> 2,000㎡</p> | <p>(主な資本装備) KPHNハウス 2,000㎡ 暖房機, 予冷库, 畦立機</p> | <p>(その他) ・品種(さがほのか) ・健全苗育成 ・花芽検鏡による適期植付, 肥培管理 ・収量確保 ・草勢維持管理の徹底</p> |
| 野菜専作9 (施設) | <p><作目と作付面積> きゅうり (促成長期) 2,000㎡ <経営面積> 2,000㎡</p> | <p>(主な資本装備) KPHNハウス 2,000㎡ トラクタ, 動力噴霧機, 自動開閉装置, 暖房機</p> | <p>(その他) ・セル苗を購入 ・病虫害対策の徹底</p> |
| 野菜専作10 (施設) | <p><作目と作付面積> トマト (促成) 2,500㎡ <経営面積> 2,500㎡</p> | <p>(主な資本装備) 中期展張ハウス 2,500㎡ トラクタ, 動力噴霧機, 暖房機</p> | <p>(その他) ・単収の向上 ・黄化葉巻病対策 ・青枯病対策(排水対策)</p> |

(3) 果 樹

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|-------------------|---|---|--|
| 果樹専作1 (露地) | <作目と作付面積> 温州みかん (極早生露地) 0.4ha (早生露地) 0.4ha 紅甘夏 (露地) 0.8ha <経営面積> 1.6ha | (主な資本装備) 農機具舎, 貯蔵庫, 貯水槽, スピード スプレーヤ, 軽ト ラック, チッパー | (その他) ・極早生温州, 早生温州はマルチ栽培 ・紅甘夏は, 収穫期の雇用対策 ・園内道の整備 |
| 果樹専作2 (露地, 施設) | <作目と作付面積> 温州みかん (極早生露地) 0.2ha きんかん (加温) 2,000㎡ (無加温) 1,000㎡ <経営面積> 0.5ha | (主な資本装備) 農機具舎, 倉庫, 貯水槽, かん水施 設, K P K Nハウス 2,000㎡ 軽トラック, 動力 噴霧機, 管理機 | (その他) ・大玉生産のための早期着果技術の 習得・摘果の徹底 ・極早生温州(露地)は, かごしま早生 でマルチ栽培 |
| 果樹専作3 (施設, 露地) | <作目と作付面積> 不知火 (加温) 1,000㎡ (無加温) 1,000㎡ (露地) 0.1ha 温州みかん (極早生露地) 0.2ha <経営面積> 0.5ha | (主な資本装備) 倉庫, 貯蔵庫, 貯 水槽, かん水施設 K P K H Nハウス 1,000㎡ K P K Nハウス 1,000㎡ 動力噴霧機, 暖房 機 | (その他) ・収穫や枝吊り時期の雇用対策 ・極早生温州(露地)は, かごしま早生 でマルチ栽培 |
| 果樹専作4 (露地, 施設) | <作目と作付面積> たんかん (露地) 0.9ha パッションフルーツ (無加温) 1,000㎡ <経営面積> 1.0ha | (主な施設整備) 倉庫, 貯蔵庫, 貯 水槽, K P K Nハウス 1,000㎡ 軽トラック, 動力 噴霧機 | (その他) ・摘果及び適正結果管理による隔年結 果防止 ・パッションフルーツは台風被害軽減 対策, 1年1作 |

(4) 花 き

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------------|--|--|--|
| 花き専作1 (施設) | <p><作目と作付面積> スプレーギク (秋タイプ周年) 4,200㎡ (3回転×1,400㎡) <経営面積> 1,750㎡</p> | <p>(主な資本装備) KPHNハウス 1,750㎡ トラクタ, 電照施設, 動力噴霧機, 暖房機, 選花機, 冷蔵庫</p> | <p>(その他) ・密植栽培(5万本植え) ・周年秋タイプスプレーギク使用 ・周年栽培 ・ハウスは各350㎡規模を5棟使用し, うち1棟を母株, 4棟を3回転させる (毎月1棟分出荷・年12作)</p> |
| 花き専作2 (施設) | <p><作目と作付面積> 秋ギク 7,800㎡ 夏秋ギク 3,900㎡ (2.6回転×4,500㎡) <経営面積> 5,000㎡</p> | <p>(主な資本装備) KPHNハウス 5,000㎡ トラクタ, 動力噴霧機, 循環扇, 電照施設, 暖房機, 選花機, 結束機, 冷蔵庫</p> | <p>(その他) ・臨時雇用導入による周年栽培 ・周年安定出荷 ・直挿し定植による省力栽培 ・秋ギクについては, 低温開花性の品種を導入 ・変温管理による重油使用量低減 ・県育成品種利用 ・ハウスは各500㎡規模を10棟使用し, うち1棟を母株, 9棟を約2.6回転させる(毎月2棟分出荷・年24作)</p> |
| 花き専作3 (施設) | <p><作目と作付面積> オリエンタルユリ 3,000㎡ (3回転×1,000㎡) <経営面積> 1,000㎡</p> | <p>(主な資本装備) KPHNハウス 1,000㎡ 倉庫兼作業場, かん水施設一式, トラクタ, 管理機, 暖房機2台, 冷蔵庫, 動力噴霧機</p> | <p>(その他) ・周年出荷(年3回転) ・施設の多層化による暖房効率向上 ・全作購入球利用 ・葉枯症対策の徹底</p> |
| 花き専作4 (施設) | <p><作目と作付面積> ソリダゴ 4,500㎡ (3回転×1,500㎡) <経営面積> 1,500㎡</p> | <p>(主な資本装備) KPHNハウス 1,500㎡ 冷蔵庫, 電照施設, トラクタ, 動力噴霧機</p> | <p>(その他) ・周年出荷(年3回転) ・夏季の株枯れ対策 (植え替え栽培の導入)</p> |

(5) 工芸作物

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------------|--|---|--|
| 茶専作 (委託加工) | <p><作目と作付面積> 茶樹(成木園) 2.5ha (早生:40%) (中生:40%) (晩生:20%)</p> <p><経営面積> 2.5ha</p> | (主な資本装備) 乗用型摘採機, 乗用型防除機, 乗用型複合管理機(共同利用), 防霜ファン, スプリンクラー | (その他) ・乗用型管理体系 ・荒茶加工施設に委託加工 ・市場出荷 |
| さとうきび専作 | <p><作目と作付面積> さとうきび (春植) 1.0ha (夏植) 1.5ha (株出) 3.5ha (新夏) 1.5ha</p> <p><経営面積> 7.5ha</p> | (主な資本装備) トラクタ2台(70ps, 19ps), スクープ ※ケーンハーベスタ及び株揃え機は, 営農組織の所有 | (その他) ・適期作業管理 |

(6) 普通作物

| 営農類型 | 経営規模 | 生産方式 | |
|---------|---|---|--|
| 水稻専作 | <p><作目と作付面積> 普通期水稻 8.0ha</p> <p><経営面積> 8.0ha</p> | (主な資本装備) トラクタ2台(40ps, 30ps), 乗用田植機(4条), 自脱型コンバイン(3条), 遠赤外線乾燥機(2台) | (その他) ・中型機械利用による作業体系 ・農地は借地主体 ・農繁期の一部雇用 ・作期幅拡大のための品種構成 |
| さつまいも専作 | <p><作目と作付面積> 焼酎用さつまいも 2.0ha でん粉用さつまいも 3.0ha</p> <p><経営面積> 6.0ha</p> | (主な資本装備) 農機具庫, トラクタ2台(50ps, 25ps), 挿苗機, 土壌消毒機付き畦立てマルチャー, 茎葉処理機, 自走式掘取機 | (その他) ・ウイルスフリー苗導入による品質向上 ・農業機械化体系による省力栽培技術確立 |

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

(1) 経営管理の方法

- ア 経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。
- イ 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- ウ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- エ 農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。
- オ 資金の有効活用により、目標とする経営へ向け改善を図る。
- カ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。

(2) 農業従事の態様

- ア 省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、生産方式の改善を図る。
- イ 労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ウ 個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。
- エ 家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- オ 家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- カ 従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。

第4 農業を担う者^(注3)の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特徴ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や個人・団体など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるように重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することができるよう、相談対応や情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域ごとの受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。

また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本県における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えするなどの観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

(注3)「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産に直接関わっている者が幅広く該当する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

法第11条の11の規定に基づき、本県では県経営技術課及び公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（以下「県農業・農村振興協会」という。）を、かごしま農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付け、農業経営に関する助言・指導、新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下「就農等希望者」という。）の相談・情報提供、市町村等への紹介等を行うこととする。

農業経営・就農支援センターは、以下の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣

- ④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

農業経営・就農支援センターは、県地域振興局・支庁農政普及課等、県立農業大学校、一般社団法人鹿児島県農業会議（以下「県農業会議」という。）、公益財団法人鹿児島県地域振興公社（以下「地域振興公社」という。）、鹿児島県指導農業士会（以下「県指導農業士会」という。）、鹿児島県農業協同組合中央会（以下「県農業協同組合中央会」という。）、株式会社日本政策金融公庫と相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。

農業経営・就農支援センターの相談窓口については、経営関係のサポートに関しては県経営技術課、就農関係のサポートに関しては県農業・農村振興協会に設置することとし、両者及び関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

3 県が主体的に行う取組

県は、農業を担う者を幅広く確保するため、県農業会議や県農業・農村振興協会など関係機関と連携して、本県の農業の魅力、市町村ごとの受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

また、県立農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即して必要なサポートを行う。

県は、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、農業経営・就農支援センターの活用を促すとともに、関係機関と連携し、経営改善計画の作成や経営発展に応じた支援を行う。

4 関係機関との連携・役割分担の考え方

県段階においては、農業を担う者の確保・育成を図るため、地域振興公社、県農業会議、県農業・農村振興協会、県農業協同組合中央会、融資機関等と連携した支援体制を構築し、地域段階においては、県地域振興局・支庁農政普及課等、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等が連携した支援体制の整備を推進する。また、県指導農業士会、鹿児島県農業法人協会、商工系団体、集落等とも連携を図り、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供や、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供等を推進する。

なお、主な関係機関の役割は次のとおりとする。

市町村は、就農等希望者の受入について、市町村の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

県農業会議，県農業・農村振興協会は，農業法人等からの求人情報の収集と提供，経営発展に向けた取組内容の紹介を行う。

県農業会議，地域振興公社，市町村農業委員会は，農業を担う者からの農地等に関する相談対応，農地等に関する情報の提供，農地等の紹介・あっせん等を行う。

地域計画の作成区域の構成集落等は，農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニティーづくりを行う。

市町村及び市町村農業委員会は，地域の農業支援サービス事業者の提供サービスの内容（料金，対応区域等）に関する情報の収集及び農業支援サービス事業者による農作業の受委託の促進に努める。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町村は，区域内的の関係機関・団体と連携し，就農受入体制，研修内容，就農後の生活や収入のイメージ等，就農等希望者が必要とする情報を整理し，農業経営・就農支援センターに情報提供する。

農業経営・就農支援センターは，市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活のイメージ等に関する情報について，ホームページや就農・就業相談会等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供する。

農業経営・就農支援センターは，就農等希望者，就農を受け入れる農業法人等，その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には，相談内容に応じて必要な情報を提供し，当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し，市町村の担当者等に紹介する。

農業経営・就農支援センター及び県地域振興局・支庁農政普及課等は，就農等希望者を市町村等に紹介した後においても，その後の研修・調整・定着状況について市町村等を通じて随時把握し，関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに，研修・就農先の変更が必要になった場合には，必要に応じて他の市町村等との調整を行う。

市町村は関係機関と連携して，経営の移譲を希望する農業者の情報について，積極的に把握するとともに，就農等希望者とのマッチングを進める。

なお，就農等希望者がいない場合は，農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに，農業経営・就農支援センターは，就農等希望者とマッチングを行い，市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

本基本方針第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積^(註4)シェアの目標を次のとおりとする。

| 地 域 | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標 | 備 考 |
|-------|---|-----|
| 県 全 域 | 令和12年度 90% | |

また、県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、県、市町村、市町村農業委員会等の関係機関・団体が連携して、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

特に、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め農業を担う者への農地利用の促進を図る。

(注4)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積」は、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業等による借り入れ農地のほか自己所有農地、農作業受託面積の合計面積。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域の農用地利用に占める面積のシェア目標を達成するとともに、農業を担う者の確保・育成を図り、農用地の利用の効率を上げて生産性を高め、地域全体で農用地が適切に使われるようにするため、農地中間管理事業と農業経営基盤強化促進事業（地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農作業受託促進事業）を一体的に推進する。

このため、県は、県農業会議、県農業協同組合中央会、地域振興公社、鹿児島県土地改良事業団体連合会、県農業・農村振興協会等と推進体制を整備する。

また、これらの関係機関等は、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携して農業経営基盤強化促進事業に取り組めるよう、（経営改善計画の達成のための研修の実施、青年等就農計画の達成のための援助、地域計画の策定に対する支援、地域計画実現による農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等^(注5)など）必要な措置を講ずるものとする。

(注5)「利用権の設定等」とは、農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託。

- (1) 地域計画推進事業については、市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を行うなど、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。
- (2) 農用地利用改善事業については、地域計画策定・変更のための集落や地域における話し合い活動による合意形成をもとに、担い手への農用地の利用集積等を進めるため、農用地利用改善団体の活動を促進する。

また、将来的に地域内農用地の受け手となり得る集落営農や農作業受託組織、個別経営については、特定農業法人として農用地の利用集積等が行えるよう法人化への誘導を図る。

(3) 農作業受委託促進事業については、地域計画における農業を担う者に農作業受託組織が位置付けられていることから、集落や地域における話し合い活動の促進、農作業受託組織の育成、受託作業に必要な農業用機械・施設の整備等を推進する。

また、市町村農業公社、農業管理センターの設立・体制整備と併せて、マネジメント機能の強化、広域的な受託組織の育成、受託作業に必要な農業用機械・施設の整備、ヘルパー組織の育成等を推進する。

なお、地域に担い手がいない又は不足しており農地の受け手が見つからない場合、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、市町村又は農業協同組合等が参画した第3セクター及び農業支援サービス事業者等（市町村農業公社や農業管理センター等）が、委託を受けて農作業を行うことを推進する。

(4) 農地中間管理事業、農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的・効果的な実施を図る。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された地域振興公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、法第7条に規定する事業を行う。

- 1 農用地等を買入れて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- 2 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- 3 法第12条第1項の認定に係る経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業。
- 4 1に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業